

府政経シ第598号
総行地第157号
令和4年10月31日

各都道府県 PFI 担当部長 殿
各都道府県市区町村担当部長 殿
各政令指定都市 PFI 担当部長 殿

内閣府政策統括官（経済社会システム担当）（公印省略）
総務省大臣官房地域力創造審議官（公印省略）

公共調達における民間提案を実施した企業に対する加点措置について（通知）

平素より PPP/PFI の推進に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

国及び地方公共団体において、極めて厳しい財政状況の中で、効率的かつ効果的な公共施設等の整備等を進めるとともに、新たな事業機会の創出や民間投資の喚起による経済成長を実現していくためには、公共施設等の整備等に民間の資金、経営能力及び技術的能力を積極的に活用していくことが重要となっています。

標記につきましては、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」（平成30年10月23日閣議決定）三1（8）において、国等は、「民間提案を受けて策定した実施方針に基づき選定された特定事業につき、法第8条第1項に基づく民間事業者の選定を行う際は、当該民間提案が当該実施方針策定に寄与した程度を勘案して、当該提案を行った民間事業者を適切に評価すること」とされており、今般策定された「PPP/PFI 推進アクションプラン（令和4年改定版）」（令和4年6月3日民間資金等活用事業推進会議決定）においては、「民間事業者のイニシアティブを活用した案件形成を促進するため、民間事業者による提案が積極的に活用されるよう実効性の高い環境整備を行う」とこととされています。

これらを踏まえ、「公共調達における民間提案を実施した企業に対する加点措置に関する実施要領（令和4年10月27日内閣総理大臣決定。以下「実施要領」という。）」を策定し、国及び関係機関において取組を行うこととしております。

ついては、各都道府県及び各政令指定都市におかれましても、実施要領の内容を御了知いただき、これを踏まえた取組の実施を検討いただくようお願いいたします。

さらに、各都道府県においては、貴都道府県内市区町村（指定都市を除く。）に対しても本通知について速やかに御連絡いただき、その趣旨が周知徹底されますようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項（技術的な助言）に基づくものです。

【添付資料】

- ・公共調達における民間提案を実施した企業に対する加点措置に関する実施要領